

自他の人格を尊重し、敬愛の精神を持つ。自主的活動を重んじ、秩序と規律を守り、良識に従って行動する。

1 通学

- (1) 交通安全宣言校としての自覚を持ち、法令を遵守し交通道德を守る。
- (2) 自転車及びバイクによる通学は通学許可願を提出し、必ず許可を受ける。
- (3) 長期休業の際の登下校は、その時の定めによる。

2 頭髪・服装

- (1) 頭髪は黒色を原則とし、茶髪や華美な脱色・染色は認めない。
また、髪型は高校生としてふさわしいものとし、面接に行けるものを基準とする。ツーブロックやパーマなどは認めない。
- (2) 服装は清潔で高校生をしてふさわしい品位のあるものとする。また、不必要な装身具類（ピアスやカラーコンタクト等）は身につけず、化粧はしない。
- (3) 本校の制服規程は別紙に定める通りとする。

3 授業及び校内生活

- (1) 遅刻した時は教務室で登校証明書を発行してもらい、授業の先生に提出する。
- (2) 授業中に退室または離席する時は、その旨授業の先生に申し出て許可を得てから行う。
- (3) 早退または欠課及び在校時の外出は、学級担任に届け出て許可を受ける。
- (4) 自習時間は定められた場所で静かに自習する。

4 礼儀交友

- (1) 自ら進んで挨拶する。
- (2) 他人を思いやり、粗暴な行動をしない。
- (3) 交友は常に礼儀正しくし、誤解や非難を受けることのないように気をつける。

5 公共物の保全及び清掃

- (1) 校内の備品や樹木等を大切にする。万一誤って破損、または破損を発見した時は直ちに先生に申し出る。
- (2) 休日に登校して校具を使用する時は、先生の許可を受け、後始末を確実にする。
- (3) 校舎内外の清掃美化に努める。特に分担区域は常に責任をもって清掃する。
- (4) 掃除用具は大切に使用し、常に定められた場所にしまい、不足の場合は先生に申し出て補充する。

6 所持携行品

- (1) 所持携行品には学年・氏名を明記しておく。
- (2) 金銭その他の貴重品はなるべく持参しない。場合によっては担任または顧問に保管を依頼する。
- (3) 金銭や物品を紛失または拾得した時は、直ちに先生に申し出る。
- (4) 金銭や物品の貸し借りはしない。

7 スマートフォン・携帯電話

- (1) 原則校内使用禁止とし、SHR（8時30分）から最終時限の終了までは学校に預けることとする。
- (2) 家庭等からの緊急の連絡については、学校（0254-43-2047）に直接連絡してもらうこと。

8 アルバイト

学校としては、アルバイトは奨励しない。ただし経済的事情によりやむを得ないと保護者が必要と認めた場合のみ許可する。その場合は、所定の願を学校に提出し、許可を得ること。

なお、次のことを厳守すること。

- (1) 風俗営業、危険作業、夜間作業のアルバイトは許可しない。
- (2) アルバイト先が自宅より通勤不可能な所でのアルバイトは許可しない。
- (3) 学期末の成績で欠点科目を保有する者のアルバイトは許可しない。
- (4) 1年生の1学期はアルバイトを許可しない。

9 校外生活

- (1) 校外生活では特に本校生徒としての自覚に基づく行動を心掛け、法令や規則を遵守する。
- (2) 不健全な娯楽場・飲食店等に立ち入らない。
- (3) 飲酒喫煙は絶対にしない。
- (4) 不要不急の夜間の外出は避け、どうしても外出しなければならない場合は保護者の同意を得る。その時限を午後9時とする。
- (5) 無断外泊をしない。

10 願書・届出の提出

- (1) 願書・届出の提出は特別の場合を除き、すべて学校の備え付けの用紙を提出する。
- (2) その他
 - ① 自宅以外から通学しようとする時は下宿届を提出する。
 - ② 家族の異動・住所の変更はそのつど担任に届け出る。
 - ③ 休学願・転学願・退学願・乗車割引証発行願及び各種の証明書の発行願は、そのつど担任に申し出てその指示を受ける。
 - ④ 定期券購入のための通学証明書は、事務室窓口で申し込む。(JR定期購入証は身分証明書で兼ねる。)

名称	様式	期限	備考
在学証明書	証明書 交付願	交付 希望日 の前日	担任経由
卒業証明書			
卒業見込証明書			
成績証明書			
学生旅客運賃割引証	学割証明書		

※ 書式(様式)は、事務室前のレターケース内にある。

(注) 1 各証明書の発行日は、月曜日から金曜日とする。

2 各証明書の受付時間は、8時30分から16時00分までとする。

3 各証明書の当日発行はしない。

※ 卒業後の証明について

所定の申請用紙により、交付希望日の1週間までに事務室に申し出ること。

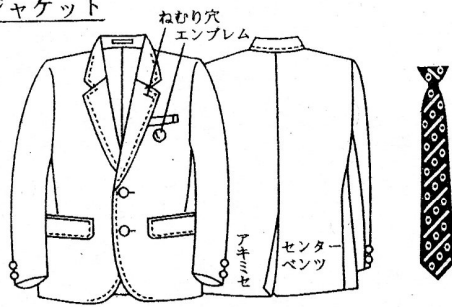
なお、申請の際、交付手数料として新潟県収入証紙が必要になるので注意すること。

11 服装規程(本校生徒の服装等は次の通りとする。)

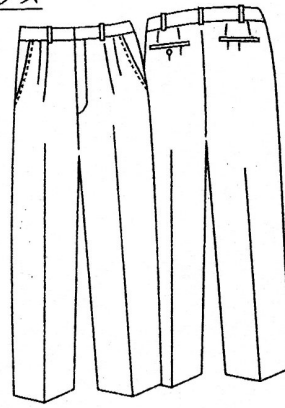
<p><男子></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <正装>紺無地のジャケット、グレーのチェックスラックス、長袖シャツ、ネクタイを着用する。なお、式典(入学式・卒業式など)の際は必ず正装であること。 2 夏期はジャケットを脱ぐ。なお気温によりニットベスト(指定品)を着用しても良い。 3 盛夏時は半袖シャツ(指定品)、夏ズボン(指定品)を着用しても良い。 4 冬期はジャケットの下に、セーター(指定品)を着用しても良い。 5 靴下は、白・黒・紺・グレーの無地(ブランドマークなどのワンポイントは可)とし、華美な色や柄は認めない。 	
--	--

- | | |
|--------------|---|
| (1) ジャケット | <ul style="list-style-type: none"> ・テーラード、シングル、2ツ釦、センターベンツ、袖口アキミセ2ツ釦 ・オリジナルエンブレム ・オリジナル釦 |
| (2) スラックス | <ul style="list-style-type: none"> ・ワンタック、ストレート型、グレーチェック柄、裾シングル |
| (3) シャツ | <ul style="list-style-type: none"> ・ホワイト、刺繍入り |
| (4) ネクタイ | <ul style="list-style-type: none"> ・レジメンタルロイヤルストライプ ・紺×エンジ |
| (5) 半袖シャツ | <ul style="list-style-type: none"> ・ホワイト、刺繍入り |
| * (6) 夏ズボン | <ul style="list-style-type: none"> ・ワンタック、ストレート型、グレーチェック柄、裾シングル |
| * (7) ニットベスト | <ul style="list-style-type: none"> ・紺無地、刺繍入り(着用するのであれば購入が必要。) ・Vネック、オールシーズン用 |
| * (8) セーター | <ul style="list-style-type: none"> ・紺無地、刺繍入り(着用するのであれば購入が必要。) |
- *印は自由購入品

ジャケット



スラックス



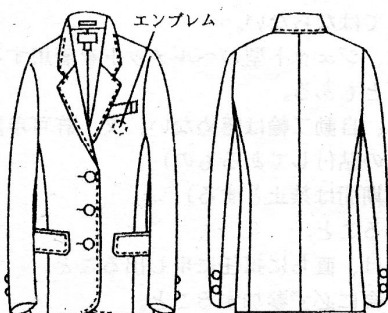
<女子>

- 1 <正装>紺無地のジャケット、紺ベースのタータンチェックスカートまたはスラックス、
長袖ブラウス、リボンを着用する。なお式典（入学式・卒業式など）の際は必ず正
装であること。
- 2 夏期はジャケットを脱ぐ。なお気温によりニットベスト（指定品）を着用してもよい。
- 3 盛夏時は半袖ブラウス（指定品）、夏スカート（指定品）を着用してもよい。
- 4 冬期はジャケットの下に、セーター（指定品）を着用しても良い。
- 5 冬期（10月から3月）はタイツ（色は黒・紺・肌色）を着用しても良い。
- 6 靴下は、白・黒・紺・グレーの無地（ブランドマークなどのワンポイントは可）とし、華
美な色や柄は認めない。

- | | |
|--------------|---|
| (1) ジャケット | <ul style="list-style-type: none"> ・テーラード、シングル、3ツ釦、袖口アキミセ2ツ釦 ・オリジナルエンブレム ・オリジナル釦 |
| (2) スカート | <ul style="list-style-type: none"> ・紺ベースタータンチェック ・20本車ヒダ ・上下マーク入り ・飾りタブ付き（前後二つずつ） ・スカート丈は膝の中心を基準とする。 |
| (3) ブラウス | <ul style="list-style-type: none"> ・ホワイト、刺繍入り |
| (4) リボン | <ul style="list-style-type: none"> ・レジメンタルロイヤルストライプ ・紺×エンジ |
| (5) 半袖ブラウス | <ul style="list-style-type: none"> ・ホワイト、刺繍入り |
| * (6) 夏スカート | (2) と同じ |
| * (7) ニットベスト | <ul style="list-style-type: none"> ・紺無地、刺繍入り（着用するのであれば購入が必要。） ・Vネック、オールシーズン用 |
| * (8) セーター | <ul style="list-style-type: none"> ・紺無地、刺繍入り（着用するのであれば購入が必要。） |
| * (9) スラックス | <ul style="list-style-type: none"> ・チェック柄 ・ストレート型、裾シングル |

*印は自由購入品

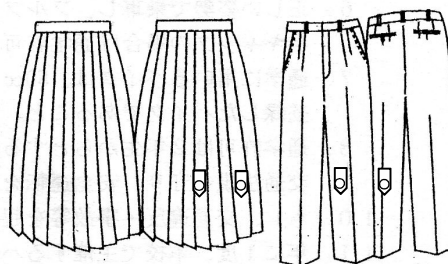
ジャケット



スカート



スラックス



12 交通規程

(1) 自転車での通学

自転車を使用し通学をする者（最寄りの駅・バス停なども含む）は、通学許可願を担任に提出し、必ず学校の許可を得ること。ただし、下記の事項を守ること。

- ①電車通学者の中条駅から学校までの使用は許可しない。ただし、部活動加入者で、帰宅が遅くなる者を除く。（部活動顧問の確認を得る）
- ②防犯登録番号の無い自転車での通学は許可しない。
- ③自転車通学生の心得を守れない場合は許可を取り消すことがある。
 - ・錠、ブレーキ、ライト、尾灯（又は反射テープ）などの整備を怠らないこと。
 - ・ドロップハンドル、その他の変形ハンドルは禁止する。
 - ・許可証のラベルを後輪どろよけに貼ること。
 - ・二人乗り、傘さし、一時停止無視、無灯火、運転中のスマホの使用など絶対せず、法令を厳守すること。
- ④積雪、降雪、凍結時は自転車通学を禁止する。

(2) 原動機付バイク（原付バイク）

①免許の取得について

- ・原動機付バイク（原付バイク）の免許取得の時期は、1年次の1学期終業式以降とする。
- ・取得の際には、免許取得願を担任に提出すること。
- ・免許を取得した者は、免許取得届を担任に提出すること。

②バイク通学について

- ・バイク通学を希望する場合は、通学許可願並びに誓約書に必要事項を記入の上、担任に提出し、必ず学校の許可を得ること。
- ・通学は、1年次の春休み中に行われる「バイク通学許可式」で許可を受けた者とする。
- ・ステッカーは、バイクのよく見えるところに貼ること。
- ・バイクをみだりに貸し借りしないこと。
- ・フルフェイスまたは、ジェット型のヘルメットを着用すること。半キャップヘルメットの場合は、通学許可を取り消す場合もある。
- ・通学に用いるバイクは、許可申請書に登録したバイクを利用すること。
- ・通学許可は2年生からとする。（ただし、冬期間または学校が通学を禁止する期間はバイク通学をしてはならない。）
- ・法令を遵守し、安全運転を第一に心がけること。
- ・交通違反・事故等を起こしたときには、直ちに担任に申し出ること。
- ・本校で主催する「バイク実技講習会（年に1度）」に必ず参加すること。
- ・自賠責保険、任意保険には必ず加入すること。
- ・上記の通学規定に違反した場合は、指導をおこない、場合によっては通学許可を取り消すこともある。

③バイク通学許可区域

- ・学校からの距離が6km以上15km未満の地域に居住するもの。
- ・学校からの距離が4km以上6km未満の地域に居住するもので、部活動で許可されるもの。
- ・学校からの距離が15km以上の地域に居住するものは、最寄りの駅までの通学を認める。

(3) 自動二輪

- ①自動二輪については、在学中の免許の取得、運転及び同乗は認めない。

(4) 自動車

①免許取得について

- ・自動車学校を入学希望する場合は、免許取得願を担任に提出し、必ず学校の許可を得ること。
- ・自動車学校に入学できる者は第3学年で、入校は1学期終業式以降とする。（過年度卒も同様とする。）
- ・1学期の成績で欠点科目が3科目以上ある者は、入校を認めない。2学期の成績も同様とする。
- ・自動車学校の授業を優先するのではなく、本校の授業を優先すること。
- ・考查期間1週間前と考查期間中は、自動車学校の通学は認めない。
- ・卒業が危ぶまれるようなときは、自動車学校を一時休み、卒業に必要な学習に専念すること。
- ・免許を取得した者は、免許取得届を担任に提出すること。

②通学及び運転

- ・自動車での通学は認めない。
- ・保護者同伴の運転は認めるが、生徒だけでの運転は控えること。

県立中条高等学校の校則について

県立中条高等学校

校長 横堀 正晴

校則は、生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けるものであり、学校が教育目標を実現していく過程において、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定めています。

校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、生徒の実情、地域の状況、校風などに応じて適切となるよう定めています。

本校の校則は、生徒や学校関係者からの意見を聴取した上で、適宜見直しを図るようにしていますので、内容についてのご意見があれば、本校までお知らせください。